

図 12：栄養機能食品のパッケージの表示例

商品名：●▲ 栄養機能食品(ビタミンC)

ビタミンCは、皮膚や粘膜の健康維持を助けるとともに、抗酸化作用を持つ栄養素です。

「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」

名称：ビタミンC含有食品
 原材料名：……、……、……/……、……
 賞味期限：枠外〇〇に記載
 内容量：〇〇g
 製造者：△△株式会社

栄養成分表示 1本当たり		
エネルギー〇kcal	たんぱく質〇g	脂質〇g
炭水化物〇g	食塩相当量〇g	ビタミンC〇mg

・1日当たりの摂取目安量に含まれる機能の表示を行う栄養成分の量の栄養素等表示基準値(18歳以上、基準熱量2200kcal)に占める割合：ビタミンC 〇%

・1日当たりの摂取目安量：1本

・摂取の方法：1日当たり1本を目安にお召し上がりください。

・摂取する上での注意事項：本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。

・調理又は保存の方法：保存は高温多湿を避け、開封後はキャップをしっかりと閉めて早めにお召し上がりください。

(特定の対象者に対し、注意を必要とするものにあつては、当該注意事項)
 本品は、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。

栄養成分の機能を表示する栄養成分の名称を「栄養機能食品」の表示に続けて表示すること。

栄養機能食品の規格基準が定められている栄養成分以外の成分の機能の表示や特定の保健の用途の表示をしてはならないこと。(基準第9条及び第23条) (例) **ダイエット**できます **疲れ目**の **改善**

栄養成分表示は1日当たりの摂取目安量当たりの値を表示する。また、**測定値**(許容差の範囲から外れる可能性がある値)は**記載**されない。

機能を表示する成分については、基準別表9の第3欄に掲げる方法により得られた値を表示すること。

基準別表第10の上欄の区分に応じ、同表の下欄に掲げる値

基準別表第11の第5欄に掲げる摂取をする上での注意事項

消費者庁長官が個別に審査等を行っているかのような表示をしないこと。(例) **消費者庁長官認定規格基準適合**

図 13：機能性食品のパッケージの表示例

機能性表示食品
届出番号△△

●●●●(商品名)

【届出表示】
本品には〇〇が含まれるので、□□の機能が
あります。

本品は、事業者の責任において特定の保健の目的が期待できる旨を表示するものとして、消費者庁長官に届出されたものです。ただし、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。

「本品は、事業者の責任において特定の保健の目的が期待できる旨を表示するものとして、消費者庁長官に届出されたものです。ただし、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。」
 「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」

栄養成分表示 (1日当たりの摂取目安量 2粒当たり)
 エネルギー〇kcal、たんぱく質〇g、脂質〇g、炭水化物〇g、食塩相当量〇g
 機能性関与成分：△△〇g(2粒当たり)
 1日当たりの摂取目安量：2粒
 摂取方法：水またはぬるま湯と一緒に召し上がりください。
 摂取する上での注意事項：本品は多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。
 調理又は保存の方法：直射日光を避け、涼しいところに保存してください。

「本品は、疾病の診断、治療、予防を目的としたものではありません。」
 「本品は、疾病に罹患している者、未成年者、妊産婦(妊娠を計画している者を含む。)及び授乳婦を対象に開発された食品ではありません。」
 「疾病に罹患している場合は、医師に、医薬品を服用している場合は医師、薬剤師に相談してください。」
 「体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。」

お問い合わせ先：0120-***-***

「パッケージ表示例」
機能性表示食品 届出番号：×× 商品名：●▲●▲

名称：〇〇〇〇
 原材料名：……、……、……/……、……、……(一部に××・△△を含む)
 内容量：90g(1粒500mg×180粒) 賞味期限：〇〇/△△/××
 保存方法：直射日光、高温多湿の場所を避けて保存してください。
 製造者：〇〇〇株式会社 東京都△△区……